

## 産業分類検討チームにおける主な御意見とその対処方針

## 産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針（案）
大分類H-運輸業，郵便業		
○ 小分類489「その他の運輸に附帯するサービス業」に関する御意見		
1	<p>● <b>新設「4892 レッカー・ロードサービス業」について</b> 一事業者当たりの事業所数の平均値「1.90」は兼業事業者を含んだ値であり、正確ではないのではないか。</p>	<p>アンケート結果の元データから専業事業者の事業所数を集計したところ、専業事業者における一事業者当たりの事業所数は2.09となり、改めてレッカー事業を専業として営んでいる全体の事業所数の試算を行った。</p> <p>その結果、上位分類である小分類489の事業所数の10%を超える試算値が算出された。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>
2	<p>● <b>新設「4892 レッカー・ロードサービス業」について</b> ロードサービス業の範囲はどこまでをいうのか。駐車監視員の業務も含まれるのか。</p>	<p>第7回及び第9回産業分類検討チームの資料のとおり、ISICでは「5221 陸運に附帯するサービス活動」の例示として「けん引及びロードサービス支援」とされている。NAICSでは「488410 自動車けん引業」の説明において、「主として、短距離・長距離を問わず、軽車両や大型車両のけん引を行う事業所をいう。こうした事業所は、保管、緊急ロードサービスなどの附帯サービスを提供する場合があります」とされている。</p> <p>（一社）日本自動車連盟（JAF）によれば、JAFは故障車のけん引以外に、バッテリー上がり、パンク、キー閉じ込み、燃料切れ等のロードサービスを提供している。そのサービス内容はISICやNAICSの分類項目が示す内容とほぼ同じであると理解できるが、駐車監視員は含まず、緊急的なサービスに限られるものと考えられる。</p> <p>なお、必要に応じて事故車等の一時的な保管を行う場合もあるが、「保管」することを主たる業務とはしていないことから、産業分類の説明文に記載する必要はないと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">（国土交通省）</p>

No.	御意見	対処方針（案）
大分類M－宿泊業，飲食サービス業		
○ 中分類 75 「宿泊業」に関する御意見		
3	<p>● 「7599 他に分類されない宿泊業」に分類される産業について</p> <p>海外からの研修生を受け入れて、寄宿舍のようなところに一定期間宿泊させて研修を行ってから仕事をさせるという場合、宿泊できる研修施設に入居させて研修を受けさせる場合の分類を確認したい。</p> <p>上記御意見に該当する分類は、大分類M－宿泊業，飲食サービス業や大分類O－その他の教育，学習支援業など、複数の分類項目にまたがっているということなので、もう少し整理をした上で回答してほしい。</p>	<p>日本標準産業分類において、官公庁、企業、団体等が宿泊を提供していると考えられる分類については以下のとおり。</p> <p>大分類M－宿泊業，飲食サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「7591 会社・団体の宿泊所」</li> <li>・「7599 他に分類されない宿泊業」</li> </ul> <p>大分類O－その他の教育，学習支援業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「8221 職員教育施設・支援業」</li> <li>・「8222 職業訓練施設」</li> </ul> <p>左記御意見の「海外からの研修生を受け入れて一定期間宿泊させて研修を行う」事業所がどの分類に位置付けられるかは、日本標準産業分類の一般原則に基づき、当該事業所が提供する経済活動（サービスの用途、設備等）に着目して判断される。</p> <p style="text-align: right;">（厚生労働省）</p>
4	<p>● 「7599 他に分類されない宿泊業」の内容例示について</p> <p>SNA の考え方からすると、独身寮・学生寮と社宅は扱いが違っていて、家族向け社宅は住宅賃貸業であるし、独身寮、学生寮は企業の中間消費等であることから、法人の社宅は「7599 他に分類されない宿泊業」とはせず、分けて考えるべきではないか。</p>	<p>左記御指摘を踏まえ、内容例示の修正について改めて検討を行ったところ、以下のとおり修正することとしたい。</p> <p style="text-align: center;">（現行産業分類）会社の寄宿舍；会社の独身寮 （第9回検討チームで提示した修正案）法人用社宅・独身寮 <b>（修正案）法人用独身寮</b></p> <p>SNA における社宅は「雇用者が属している家計のすべての構成員が利用できるタイプの住宅サービスまたは宿泊施設」を指しており、住宅の種類などは限定されていないと理解できる。また、SNA の考え方と産業分類の分類項目の対象は必ずしも一致している訳ではない。</p> <p>第9回検討チームで示した例示の「法人用社宅」のうち、家主が家族向けの住宅を社宅として賃貸する際に、賃借人と不動産の賃貸借契</p>

		<p>約を締結しているものは御指摘のとおり大分類K－不動産業，物品賃貸業の「6921 貸家業」に分類される。これ以外にも雇用者が従業員に住宅を提供している場合が想定されるが、事業所ごとに個別に判断することとなるため、内容例示として「法人用社宅」は削除することにした。</p> <p>また、現行の産業分類に記載されている「寄宿舍」は、法令に規定のある特定の寄宿舍を除き、宿舍内の一定の設備を使用者が共同で利用する共同宿舍とされるものであり、社宅としての寄宿舍は近年かなり減少傾向にあると推測されるため削除する。</p> <p>さらに、法人向けの独身寮関係業務を行っている事業所が当該分類に該当することを明確にするため、現行の産業分類に記載されている「会社の」という表現を「法人用」へ修正する。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------